

久喜市教育委員会令和6年6月定例会

開催月日 令和6年6月25日（火曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時15分

久喜市教育委員会令和6年6月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
 - ア 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第3号）（案）に係る意見聴取について
 - イ 久喜市立小・中学校における教育データ利活用に関するガイドラインの策定について
 - ウ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - エ 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について
- 第 4 議事
 - 議案第34号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - 議案第35号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
- 第 5 その他
次回定例会について

配布資料 議案書、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 野 川 和 男
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校施設課長 甲 田 栄 二
学校給食課長 小 林 喜 則
生涯学習課長 小 林 幸 司
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁

教育総務課

係長 相 園 浩 一
担当主査 関 口 慎 吾

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。5月、6月は中学校の修学旅行が実施をされ、来月には小学校の林間学校が予定されています。一生の思い出に残る貴重な体験の機会ではありますが、子どもたちの成長にとってかけがえのない財産となることを願っています。

今年は例年になく梅雨入りが遅くなりましたが、一方で猛暑の夏になる予報もございますので、熱中症対策をしっかりと取り、それぞれの教育活動を進めていただくようお願いいたします。

本日は定例会後に、新たに本市の文化財に指定をされました嶋村俊明作、木彫額「地固め」の鑑賞のため、栗橋の八坂神社に参る予定になっております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和6年6月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告ウ及びエ、議案第34号及び議案第35号につきましては、人事案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告ウ及びエ、議案第34号及び議案第35号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査にお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和6年5月21日に開催いたしました令和6年5月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからエの4件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和6年度久喜市一般会計補正予算（第3号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） それでは、教育長報告ア、令和6年度久喜市一般会計補正予算（第3号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和6年6月定例会議に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして、5月22日付で梅田市長から意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

なお、補正予算（案）の内容につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 指導課所管分についてご説明いたします。

予算書8ページを御覧ください。歳入でございます。14款国庫支出金、3項委託金、3目教育費委託金、1節教育総務費委託金、細節1、GIGAスクールにおける学びの充実事業委託金99万8,000円、教職員研修事業に充当するものでございます。

予算書12ページ、13ページを御覧ください。歳出でございます。10款教育費、1項教

育総務費、3目教育指導費、大事業10、教職員研修事業のうち8節旅費99万8,000円の増額です。本市リーディングDXスクール指定校及び協力校の教職員が県外の先進校の視察に行く旅費として99万8,000円の増でございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市立小・中学校における教育データ利活用に関するガイドラインの策定についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 別冊資料、久喜市立小・中学校における教育データ利活用に関するガイドラインを御覧ください。本ガイドラインは、久喜市内小・中学校及び教育委員会事務局において、安全、安心に教育データを利活用するための留意事項を取りまとめたものでございます。教育データを利活用し、子どもたちの発する微細なSOSを認知したり、学びのプロセスを可視化したりすることで教育的効果が期待できる一方、教育データを利活用するに当たっては、示されたデータはあくまで子どもの一側面を捉えた補助的情報であることを十分認識し、実態ある目の前の子どもの姿を捉えることをおろそかにしてはならないことに十分留意する必要があります。また、教育データ利活用に当たっては、取得、利用するデータが利用の目的に照らし教育の本質に寄与するものであること、コンプライアンス上適切な取組であることを確認する必要があります。

以上のことから、本ガイドラインを策定したものです。

ガイドラインの構成ですが、「教育データ利活用の基本的な方針」、「教育データ利活用に際しての具体的措置」、「今後の方向性」でまとめられています。

3ページを御覧ください。「教育データ利活用の基本的な方針」では、教育・学習は、技術に優先すること、差別的取扱いの禁止等、内心の自由の保障等、教育の機会均等と水準の維持向上等についてまとめております。

4ページ以降、「教育データ利活用に際しての具体的措置」についてですが、データガバナンス体制の確立、安全管理措置の実施、関係者に対する丁寧な説明等、データベースの構築・運用の在り方についてまとめております。

最後に10ページ、「今後の方向性」では、教育データ利活用に係る具体的な事例が蓄積され、それに伴い明らかとなった成果や課題等を踏まえ、適宜見直しを行うことを記載してございます。

説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、4点ほどお伺いいたします。まず1点目として、4ページ、5ページの教育データの保有・管理主体についてです。2ページの1の「はじめに」の中で、「教育データを利活用することによって、子どもの発する微細なSOSを認知する」とありますが、子どものSOSの中には学校に係るものばかりではなく、貧困や虐待など、家庭に関連したものもあると思います。この教育データの保有・管理主体の中に、市長部局の例えばこども未来部子ども家庭保健課などの、福祉、保健関係の部署が入らない理由を教えてくださいたいと思います。

2点目は、6ページの安全管理措置の実施について、教育データの利活用に当たって、ここに4つの安全管理措置がありますが、保護者や市民にとって一番心配なのは外部からの不正アクセスや不正利用ではないかと思います。そこで、③に物理的安全措置とあり、使用端末の指定とありますが、これは具体的にどの職域に何台程度想定しているのか、また、④の技術的安全措置におきましては、例えばアクセスログの定期的な確認、こういったものは予定していないのかお伺いしたいと思います。

3点目は、8ページの市民の理解の醸成についてです。教育データ利活用のメリットについての情報発信は大切だと思いますが、まずはデータの不正利用や不正アクセス、データの漏えいなどへの不安感払拭というものを念頭に置くべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

4点目は、この教育データの利用ケースについて、4ページの（1）の④に「教育委員会事務局各課」というふうにあります。これは全ての課を意味しているのかを教えてくださいたいと思います。

以上4点よろしく申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 4点ご質問いただきました。まず1点目の保有・管理主体に福祉部局等が入らないのかについてです。今回のガイドラインの目的は、データの利用目的を定めながら管理して、発信していくということになります。その中で必要に応じて元データとなる人にきちんと説明した上で情報提供していくというのは今後あり得る話かと思います。もちろん、子どもの微細なSOSに対応するには、各課との連携が必要になりますので、福祉部局等と連携しながらも、情報をどこまで伝えるかを確認した上で伝えていくことが重要になってくると思いますので、それはきちんとお断りをした上でということになると思います。

2つ目の安全管理措置の中の物理的安全措置にある、使用端末の指定についてです。本年度、教職員端末の変更に合わせて、今までクラウド環境ではなかったものをクラウド環境にしていく前提がございます。そこで、クラウドにした場合に、その端末においてのみアクセスできるような形式を取っていく予定です。教職員1人1台端末が予定されているところでございまして、その端末からきちんとログインができるという環境下を構築

した中で、データ利活用がさらに進むものと思っています。その端末からでないとアクセスできないことになりますので、そこで、まず1つの安全性の担保、さらに、二要素認証で安全性の確保をしてみたいと思います。アクセスログの定期的な確認については、今後必要であるというところで、検討事項の一つだと考えています。

3つ目の市民理解について、お話のとおり、データの漏えいは不安感につながることでございますので、今構築しているクラウドの中でアクセス権限のようなものをきちんと構築したシステム作りをしているといった説明であるとか、データが漏えいしないような形を取るための手段がこのガイドラインにございますので、ガイドラインをきちんと周知していきながら不安感を取り除くようにしていきたいと思います。一方、データ利活用は、今後の教育には欠かすことのできないことでもございますので、その情報発信についても今後できればと考えております。

4つ目でございますが、教育委員会においては必要に応じ、必要なデータのみをというところで取り組んでいくことにはなりますけれども、ガバナンスについては各課と連携を取りながら進めていくことになると思います。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） データベースをこれから構築していくわけですが、完成のめどといいますか、教職員全員がいつ頃そのクラウドを使える状態になる予定でしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 今、端末の入替えを進めておりまして、1月ぐらいをめどに端末の入替えが進み、来年度の4月からは、そのクラウド上の構築ができるかと思っています。一方で、子どもの方についてはクラウド上で既にできているところがありますし、教職員の端末についてもクラウド上のデータ管理というのが進んでいるところですので、今の段階ではきちんと確認等も重ねながら、さらに強固なものにしていきたいと考えているところではあります。端末を入れ替えると体制が整い、セキュリティがさらに強固なものになると捉えていただければと思います。現在はアカウントがきちんと担保された中でデータがつながるという、そういう安全管理のシステムを取っており、ほかからアクセスができる環境ではもちろんございませんので、そういった意味のデータの管理というのはできていると捉えています。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 私がお聞きしたいのは、このデータベースの運用は、いつからできるのかということなのですが、いつ頃完成するのでしょうか。来年の1月と理解してよろしいですか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 1月以降の入れ替えからと捉えていただければと思います。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） 1点目の、なぜ福祉や保健関係の部署が入らないのかという質問の中で、情報を伝えるにあたり断った上でというお話がありましたが、これは誰に対して断った上でということでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 基本的にはその都度、子ども、親になると思います。情報をどこまで提供するかということをしちんと確認した上で情報をつないでいくことが、データを使っていく上で重要なのかなと思っております。現在持っているデータについては、もちろんそのお断りの中で進めておりますので、そのまま進めていきますが、今後新たに情報を得た場合については、7ページの（3）の丁寧な説明、①の新たにデータを取得する際にはというところにあるとおり、説明を補足するという形で、データの今後の管理についても改めて確認をしたところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） これは意見ですが、やはり子どものそういうケースで、学校だけではなく、福祉あるいは保健関係の情報も必要になってくると思いますので、そういったところも、このデータの保有・管理主体に加わるような形で検討していただければと思います。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにいかがですか。
- 山中委員。
- 委員（山中大吾） データベースの構築、今後の在り方というところで、基本的には保護者、児童がそのデータを見られるというような説明があったと思うのですが、これは基本的に生徒個人のアカウントを持っている人であれば誰でも確認できるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 個人のアカウントについては個人のデータのみが見られるという形は、現在と変わりません。
- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） 個人のデータしか見られないということで、例えばグーグルであればグーグルアカウントとID、パスワードを入れて、自分で自分のページを見ようと思うのですが、端末の縛りはないのでしょうか。例えば、保護者の端末でも見られるのか、それとも完全に子どもの端末だけでしか見られないのか、そこをちょっと教えていただければと思います。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 現在は、子どもの端末、教師の端末等に限定することなく入れることになっています。教職員、教育委員会のデータについては、機密事項のデータがかなり入ってくる場合がありますので、端末を限定したものにしています。今の段階では様々な端末から見られる状態になっておりますので、子どもの端末に制限をかけることが不利益になる可能性もありますが、今後検討してまいります。
- 委員（山中大吾） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにいかがですか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今の説明に関連して、6ページを見ますと、今後のデータベースの活用について、児童生徒及び保護者は総括管理主体である指導課から学校を介し分析結果等に係る情報の提供を受けるとあります。これは、保護者や児童生徒が直接見るのではなく、学校から情報の提供を受けるとのことかと思うのですが、どちらでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 説明が不足して申し訳ございません。おっしゃるとおり、分析をしたものを学校から返していくという形になるということでございます。

○教育長（柿沼光夫） データを分析したものは学校から、個人のものは直接、個人が確認できるという形です。

山中委員。

○委員（山中大吾） 要は、例えばテストの数学の点数がこれという、個別の点数は個別で見られるけれども、学校として総合的な評価としてのデータベースというか、何か集計された、まとめたものは教育委員会や学校から提示されるという理解でよいですか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 今やっているものと大きく変わるものとして捉えるのではなく、例えばテストをした後にデータを集約したものが回ってくる際の不安感を取り除くために、セキュリティを強固なものにしますよというのが1点目です。もう一つは、例えば今までテストはテストであったんですけども、それを子どもの日々の生活アンケート等と結びつけて分析をして返してあげることも可能になっていく、今後そういった形が求められていくので、それを構築するためのガイドラインの一つだと捉えていただければと思います。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（山中大吾） はい。

○教育長（柿沼光夫） この教育データ利活用に関するガイドラインというのは、まだ県内でも、全国的にもほとんどできていないものです。ほかにございますか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） このガイドラインは冊子で出していくものになりますか。今年、子ども家庭庁から、「子ども」という言葉に対して、子どもの「子」ではなくて、平仮名の「こども」という字を当てる通知が来て、子育て支援課では「こども」に全部直したのですが、このガイドラインでは全部「子ども」の「子」が漢字になっています。「子どもたち」というときは、この表記でいいようなのですが、「子ども」という言葉だけの場合の表記について、教育委員会では指定はされているわけではないのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 文部科学省からそのような通知は来ていますか。見た記憶はないのですが。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 教育委員会にはそういった表記に関する通知は来ていませんので、現状はこの「子」と、「ども」平仮名という形でよろしいかなと思います。

○教育長（柿沼光夫） また、そういう通知が来て、改めて訂正があれば上げたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。大分ご協議いただきました。ありがとうございます。

それでは、質問を打ち切ります。

次の教育報告ウ及びエ、議案第 34 号及び議案第 35 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 7 分 休 憩

午後 1 時 5 7 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） それでは、ウ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第 4、議事に入ります。

◎議案第 3 4 号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第 34 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。議案第 34 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第 35 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 35 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 3 ページを御覧ください。議案第 35 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

これをもちまして、会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 14 分 休 憩

午後 2 時 14 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は、全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

次回は、令和 6 年 7 月 22 日月曜日、午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 4 階 407・408 会議室で開催することをご提案申し上げます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は 7 月 22 日月曜日、時間は午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮行政センター 4 階 407・408 会議室とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 2 時 15 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 6 年 6 月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和6年7月22日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾